

都市・公園緑地

都市において、より豊かな自然を保全、回復する観点から、都市全体を見渡して、樹林地や水辺、段丘崖の緑、社寺林、屋敷林等、都市内に残る貴重な自然的環境をネットワーク化するように、都市公園や道路等の緑の整備・保全を推進しています。また、都市計画区域マスタープランの策定においても、自然環境の整備・保全に対する配慮が位置付けられており、将来にわたり自然と共生できる環境を整備・保全していくこととしています。

都市公園は、人と自然が共生する都市環境の確保、潤いのある多様で美しい景観の形成、緑の持つ多様な機能の活用による余暇空間の確保、災害防止・避難地・救援活動等の拠点等多岐にわたる複合的な機能を有しており、快適で安全な私達の生活を実現する上で必要不可欠なものです。このため、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和に寄与する緑の保全・活用、自然再生や多様な生物の生育生息基盤の確保に繋がる里地里山の保全等、都市の環境向上に資する良好な公園・緑地の整備を推進していきます。

下水道は、下水処理による快適な生活環境の創造や公共用水域の水質保全に加えて、市街地に降った雨から住民の生命財産を守る浸水対策や、閉鎖性水域における富栄養化の防止等重要かつ多様な役割を果たしています。また、下水処理水の河川供給による都市内の水環境の改善、新世代下水道支援制度の活用による下水処理水のかんがい用水への再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制等、広域的な視点から健全な水循環系の構築に努めています。加えて下水処理場におけるビオトープの整備、流域全体の生態系を考慮したなじみ放流等による、放流水質や放流方法を改善する取り組みを推進します。

さらに、良好な都市環境や都市景観の形成、生物多様性の確保等のために重要な都市の緑とオープンスペースを効率的かつ効果的に確保するため、届出により土地利用との調整を図ることで緑地の保全を図る「緑地保全地域」の創設、都市中心部等で緑化の義務付けを行う「緑化地域」の創設、都市公園の区域を立体的に定めることを可能とする「立体公園制度」の創設等を行う「都市緑地法」「都市公園法」が、平成16年12月に施行されました。

本県では、「美しい街並み景観の創出と緑の空間の整備」を目標に、緑地の適正な保全と緑化の推進を図り、計画的な都市公園の整備を進めるため、公園整備事業の前提となる「緑の基本計画」の早期策定を市町に指導していくとともに、歩いていける範囲の身近な公園や地域の自然・歴史・文化等を活かした公園整備に取り組みます。

さらに、貴重な都市空間である下水処理場上部空間の多目的利用、都市部の水路を利用した親水施設の整備、処理場内の緑化等、環境に配慮した下水道の整備を推進しています。